（企業担保法の一部改正）

第十八条　企業担保法（昭和三十三年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出しを「（債権の譲渡の通知）」に改め、同条第一項中「指名債権」を「債権（民法第三編第一章第四節の規定により譲渡されるものに限る。）」に改め、同条第二項中「指名債権」を「その債権」に改める。

（企業担保法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　施行日前に売却された指名債権の譲渡の通知については、前条の規定による改正後の企業担保法第四十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（執行官法の一部改正）

第二十条　執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「五年間行なわない」を「これらを行使することができる時から五年間行使しない」に改める。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第二十一条　船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「年六パーセントの割合」を「事故発生の日における法定利率」に改める。

第二十二条第一項中「年六パーセントの割合」を「指定日の翌日における法定利率」に改める。

第三十条第一項中「まで年六パーセントの割合」を「まで事故発生の日における法定利率」に、「規定する年六パーセントの割合」を「規定する法定利率」に改める。

第五十四条を次のように改める。

（時効の完成猶予）

第五十四条　責任制限手続への参加がある場合には、責任制限手続への参加が終了する（責任制限手続終結の決定によらないで責任制限手続への参加が終了した場合にあつては、その終了の時から六月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　施行日前に発生した事故に係る責任制限事件における供託命令及び受託者が供託しなかった場合の義務については、前条の規定による改正後の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（以下この項において「新責任制限法」という。）第十九条第一項（新責任制限法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項（新責任制限法第三十条第二項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）及び第三十条第一項（新責任制限法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に前条の規定による改正前の船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十四条に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

（民事執行法の一部改正）

第二十三条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四号の二中「若しくは家事事件」を「、家事事件若しくは国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第二十九条に規定する子の返還に関する事件」に改める。

第八十八条第二項中「までの」の下に「配当等の日における」を加える。

第百七十一条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる強制執行は、執行裁判所がそれぞれ当該各号に定める旨を命ずる方法により行う。

一　作為を目的とする債務についての強制執行　債務者の費用で第三者に当該作為をさせること。

二　不作為を目的とする債務についての強制執行　債務者の費用で、債務者がした行為の結果を除去し、又は将来のため適当な処分をすべきこと。

第百七十一条第三項、第四項及び第六項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

（民事執行法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　施行日前に配当等（前条の規定による改正前の民事執行法第八十四条第三項に規定する配当等をいう。以下この条において同じ。）の日がある場合におけるその配当等の額については、前条の規定による改正後の民事執行法（以下この条において「新民事執行法」という。）第八十八条第二項（新民事執行法第百八十八条において準用する場合を含む。）、第百三十九条第四項及び第百四十二条第二項（これらの規定を新民事執行法第百九十二条において準用する場合を含む。）、第百六十一条第六項及び第百六十六条第二項（これらの規定を新民事執行法第百九十三条第二項において準用する場合を含む。）、第百六十七条の十一第七項並びに第百八十八条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（借地借家法の一部改正）

第二十五条　借地借家法（平成三年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「（借地権の対抗力）」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十九条第二項中「民法」の下に「（明治二十九年法律第八十九号）」を加える。

第三十一条の見出しを「（建物賃貸借の対抗力）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

（借地借家法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　施行日前に前条の規定による改正前の借地借家法（次項において「旧借地借家法」という。）第十条第一項又は第二項の規定により第三者に対抗することができる借地権の目的である土地の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧借地借家法第三十一条第一項の規定により効力を有する賃貸借の目的である建物の売買契約が締結された場合におけるその契約に係る契約の解除及び損害賠償の請求については、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正）

第二十七条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出し中「中断等」を「完成猶予等」に改め、同条中「主張して、」を「主張する者が」に、「その参加は、」を「時効の完成猶予に関しては、当該」に、「さかのぼって時効の中断又は法律上の期間の遵守の効力を生ずる」を「、裁判上の請求があったものとみなす」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項に規定する場合には、その参加は、訴訟の係属の初めに遡って法律上の期間の遵守の効力を生ずる。

第百四十七条を次のように改める。

（裁判上の請求による時効の完成猶予等）

第百四十七条　訴えが提起されたとき、又は第百四十三条第二項（第百四十四条第三項及び第百四十五条第四項において準用する場合を含む。）の書面が裁判所に提出されたときは、その時に時効の完成猶予又は法律上の期間の遵守のために必要な裁判上の請求があったものとする。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条　施行日前に前条の規定による改正前の民事訴訟法（以下この条において「旧民事訴訟法」という。）第四十九条（旧民事訴訟法第五十条第三項（旧民事訴訟法第五十一条において準用する場合を含む。）及び第五十一条において準用する場合を含む。）又は第百四十七条（旧民事訴訟法第二百九十七条（旧民事訴訟法第三百十三条（旧民事訴訟法第三百二十七条第二項（旧民事訴訟法第三百四十一条において準用する場合を含む。）及び第三百八十条第二項において準用する場合を含む。）及び第三百四十一条において準用する場合を含む。）、第三百四十一条及び第三百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。